

ピコカ特約 一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもってピコカ特約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■ピコカ特約 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>第2条(カードの発行) お客様が、本特約、セゾンプリペイドカード規約並びにピコカポイントカード会員規約(以下「ポイント会員規約」という)を承認し、当社並びにアルピコ(以下「二社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、二社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に本カードを発行します。</p> | <p>第2条(カードの発行) お客様が、本特約、セゾンプリペイドカード規約並びにピコカポイントカード会員規約(以下「ポイント会員規約」といいます。)を承認し、当社並びにアルピコ(以下「二社」といいます。)に本カードのご利用のお申込をされ、二社が本カードのご利用を<u>承諾</u>した方(以下「会員」といいます。)に本カードを発行します。 <u>契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。</u></p> |
| <p>第7条(特約の変更) 会員が本特約の変更及びその変更内容の告知後に本カードを利用された場合は、会員はその変更内容をご承諾いただいたものとみなします。</p> | <p>第7条(特約の変更) <u>セゾンプリペイドカード規約第26条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンプリペイドカード規約第26条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</u></p> |

以上